

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】川名 晋史

【所属】(助成決定時)

(財)平和・安全保障研究所(研究員)、青山学院大学(非常勤講師)、学習院大学(非常勤講師)

【研究題目】

戦後米国の海外基地拡大政策—標準的基地協定案とその決定過程

【研究の目的】

本研究の目的は、第二次世界大戦後の米国が如何にして平時に他国に基地を置こうとしたのか、という問題を、1940年代後半から行われた軍による基地協定案の作成過程の中から明らかにすることにある。40年代後半以降、米国は世界中に軍事基地のネットワークを形成したが、その際、彼らは基地を受け入れる国(以下、接受国)との間で二国間の基地協定を締結した。協定の中身は各国間でバリエーションがみられたが、その一方で、そこにはいくつかの共通したパターンも存在した。

では、そこで策定された標準的な基地協定案とは如何なるもので、それはどのようなプロセスを経て最終的に決定されたのか。この問題は、先行研究ではほとんど明らかにされていない。また戦後、各国で締結された基地協定は今日までほとんど改訂された例がなく、そのことが日本をはじめ多くの接受国で度々政治問題化している。この点に鑑みれば、本研究は現存する基地協定の誕生の一側面を明らかにすることで、これまで積み残されてきた国際政治学の課題に挑戦するのみならず、地位協定の改定という、日米間に横たわる、すぐれて政策的な課題に一つの示唆を与えるものである。

【研究の内容・方法】

本研究は、米国側の一次資料、とりわけ1940年代後半に行なわれたJCSの戦後海外基地計画に関する文書を用いて進められる。資料は米国ワシントンD.C.のナショナル・アーカイブスⅡ(以下、NA)、及び、一部は日本の国立国会図書館(憲政資料室)にて収集する。そこで得られた資料を元に、米国の統合参謀本部(Joint Chiefs of Staff: JCS)が行なった基地協定の標準化の歴史的過程を明らかにする。

本研究は、米国は個別の国が持つ基地の戦略的重要性に鑑みて、当該国での基地使用の法的枠組みを再編し、接受国側の権利と利益の幅を調整・分類しようとした、との仮説に則って分析を進めていく。第二次世界大戦後、米軍は世界中に基地システムを維持・拡大していくことを企図したが、47年以降、そのような試みは多くの接受国の抵抗に直面して修正を余儀なくされた。基地協定の標準化作業はその最中に行なわれたものであり、従って、それは接受国側との交渉上の制約を克服する一つの試みであった可能性がある。

そこで本研究が着目するのは、米国のJCSによって進められた、基地協定の原案作成の過程(1948-49年)である。本研究で明らかになるように、JCSは米ソの冷戦構造がすでに顕在化していた49年3月、以後の基地政策に重要な影響を与えたJCS 570/120を策定した。そしてそこでは、接受国側と締結する基地協定の基本的枠組み(標準的基地協定案)が示された。彼らは、全ての基地協定は、権利の範囲や期限について「標準化」されるべきであると考えていたことがその背景にあった。そのため、JCSは、1) 平時に必要とされる基地、2) 戦時に求められる基地、3) 平時に計画を実行するために必要な補助的基地、の3つのパターンに於いてそれぞれ異なる標準的な協定案(モデル)を作成したのである。

【結論・考察】

本研究の成果は以下の3つに整理できる。第一に、本研究は現存する米国と接受国との間の基地協定の雛形(3つのパターン)を示すものであった。そして、それは当時難航していた各国との基地交渉を軌道に乗せるためにJCSが編み出した一つの手段であったことも明らかになった。これらのことは現在、各国で異なっている基地協定(地位協定)の類型とその成り立ちの歴史の一端を示すものであろう。

第二に、今後の基地研究に対する重要な示唆として、各国の基地のケースを比較する一定の基準を提供することができた。たとえば、従来、日本の基地のケースを比較する場合には、歴史の類似性(例えば、軍事占領の有無)に基づいて、ケースの選択が行われてきた。しかし、本研究の成果に基づけば、基地協定の雛型のパターンに基づいた、ケース選択が可能になる。それによって、今後、各国の基地のケースが持つ固有の性格をより鮮明に描き出すことが可能になるであろう。

第三に、本研究の成果からは在日米軍基地に関する政策的な示唆を得ることができた。すなわち、我々は個別の基地協定を従来のように固定的にではなく可変的に、換言すれば、折々の米国の戦略に即して改訂可能なものとして捉え直すことが可能になった。このことは、日米地位協定の将来的な改定可能性と、適用可能な新たな地位協定のモデルを考える一助となるものだったであろう。